

全国高等専門学校体育大会実施規則

制 定	平成 24 年 6 月 15 日
一部改正	平成 29 年 3 月 21 日
一部改正	平成 29 年 6 月 23 日
一部改正	平成 30 年 3 月 23 日
一部改正	平成 30 年 6 月 29 日
一部改正	令和 元年 5 月 1 日
一部改正	令和 2 年 3 月 25 日
一部改正	令和 4 年 3 月 22 日
一部改正	令和 6 年 3 月 26 日
一部改正	令和 7 年 3 月 25 日

第 1 章 総則

（開催趣旨）

第 1 条 全国高等専門学校体育大会（以下「大会」という。）は、高等専門学校（以下「高専」という。）教育の一環として、学生に広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健康な学生を育成するとともに高専相互の親睦を図ることを目的として開催する。

（主催機関）

第 2 条 大会の主催は、一般社団法人全国高等専門学校連合会（以下「連合会」という。）及び公益財団法人日本スポーツ協会の中央競技団体（以下「中央競技団体」という。）とする。

（主管機関）

第 3 条 種目別競技会の主管は、大会種目別競技専門部、開催校、関係都道府県種目別競技団体とする。

（後援機関）

第 4 条 大会の後援は、文部科学省、日本スポーツ協会並びに国の機関、地方公共団体、特殊法人、公益法人及び報道機関等とし、連合会総会（以下「総会」という。）が認めた

機関とする。

(協賛機関)

第5条 大会の協賛は、総会で認めた機関とする。

第2章 組織

(担当地区等)

第6条 この規則において「担当地区」、「担当校」及び「開催校」の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 担当地区 第8条に定める実行委員会が組織される地区
- 二 担当校 第8条第2項に定める実行委員長の属する高専
- 三 開催校 競技を担当する高専

2 開催校は、担当地区内に複数設けるものとし、担当校は、開催校を兼ねることができるものとする。ただし、ラグビーフットボールの開催校は、近畿地区内に設けるものとする。

(地区輪番)

第7条 大会は、連合会定款施行規則別表1に掲げる地区（以下「地区」という。）が輪番により行うこととして、その開催順にあたっては総会で議決するものとする。

2 特別な事情により、前項の輪番により難しい場合は、総会の議決を経てこれを変更することができる。

(実行委員会)

第8条 実行委員会は、担当地区の校長及び担当地区で定める者によって構成する。

2 実行委員会に、大会の統括を担当する実行委員長を置き、担当地区で定める校長がこれに当たる。

3 実行委員会に、大会の競技運営を担当する競技部を置き、実行委員会で定める者をもって構成する。

4 実行委員会に、大会の事務を担当する事務部を置き、担当校の事務部がこれに当たる。

5 前四項に定めるもののほか、実行委員会に関する事項については、担当地区の定めるところによる。

第3章 選手

(参加選手)

第9条 大会に参加する選手は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 第10条に定める各地区予選において選出され、予選地区から推薦された者
- 二 地区予選において一人も選出されない高専から、特に推薦された者

三 開催校から特に推薦された者

(予選地区及び代表選手数)

第10条 予選地区及び代表選手数は、別表2のとおりとする。

- 2 別表2第2項に定められている開催校の出場枠については、開催校が出場を希望しない場合又は地区予選において出場資格を得た場合、当該競技種目については、担当地区内の他の高専が出場することができる。また、別表2の予選地区及び代表選手が選出できない場合は、各競技で定めた他の地区の代表校、代表選手が出場することができる。
- 3 第9条第二号に定める学校推薦の選手の出場できる種目は、別表2第3項に掲げる個人競技種目のうちいずれか一つにつき、1名又は1組とする。

(参加資格)

第11条 参加選手は、高専の本科学生で、中央競技団体に登録した者に限る。

第4章 競技

(大会実施競技種目)

第12条 大会において実施する競技種目は、陸上競技、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道、硬式野球、サッカー、ラグビーフットボール、ハンドボール、テニス、バドミントン及び水泳とする。

(競技会場)

第13条 競技会場は、各競技種目ごとに担当地区内(ラグビーフットボールにあつては、近畿地区内)の場所に集中又は分散して設けることができる。

(開催時期)

第14条 大会は、競技種目の特性に応じて夏季又は冬季の季別に分けて開催することができる。

- 2 夏季の大会開催時期は、当分の間、各高専の状況を確認したうえで総会の議決により決定する。

(競技日程)

第15条 各競技種目の競技日程は、次のとおりとする。

- 一 [1.5日] 柔道及び剣道
- 二 [2日] 陸上競技、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、ハンドボール、バドミントン及び水泳
- 三 [2.5日] テニス
- 四 [3日] 硬式野球(雨天順延の場合は、4日までとする。)
- 五 [4日] サッカー(大会期間は、5日以内とする。)
- 六 [4日] ラグビーフットボール(大会期間は、6日以内とする。)

(大会実施要項)

第16条 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を記載した大会実施要項を作成し、大会開催年度の前年度の当初に開催される総会の承認を得るものとする。

- 一 実施期日
- 二 担当校及び開催校
- 三 競技会場所在地
- 四 分担金及び参加料
- 五 その他必要事項

(競技要項)

第17条 実行委員会は、連合会種目別競技専門部及び中央競技団体と協議のうえ、競技種目ごとに競技要項を作成する。

2 実行委員会は、前項に定める競技要項を、大会開催年度の前年度末までに各高専あて送付する。

3 第1項の競技要項には、次の事項を記載する

- 一 主催機関
- 二 主管機関
- 三 実施日時
- 四 競技会場
- 五 参加人員、チーム構成人員等
- 六 競技規則及び競技方法（シードに関する事項を含む。）
- 七 開会式及び閉会式の方法
- 八 申込方法及び申込期限
- 九 宿泊
- 十 その他必要事項

第5章 役員

(大会役員)

第18条 大会に、次のとおり大会役員を置く。

- 一 会長 連合会会長
- 二 副会長 連合会副会長及び担当地区内高専校長
- 三 顧問 第4条に定める後援機関関係者
- 四 参与 連合会理事（会長、副会長を除く。）

2 実行委員長は、必要がある場合は、前項第二号から第三号までに掲げる大会役員以外の大会役員として、中央競技団体関係者及びその他関係者を委嘱することができる。

- 3 実行委員長は、必要がある場合は、第1項各号に掲げる大会役員の他中央競技団体と協議のうえ、名誉会長を置くことができる。

(競技役員)

第19条 種目ごとに競技運営に必要な競技役員を置く。

- 2 競技役員は、実行委員長が委嘱する。

第6章 式典

(開会式、閉会式)

第20条 開会式及び閉会式は、簡素を旨とし、それぞれの競技種目の会場又はその周辺で行うことを原則とする。ただし、複数の競技種目会場が近接している場合は、合同で行うことができる。

- 2 開会式及び閉会式について、参加者の範囲、式次第等実施方法は、実行委員会が定めるところによる。

第7章 表彰

(団体表彰)

第21条 各競技種目とも優勝校に文部科学大臣杯及び賞状を授与し、2～3位入賞校に賞状を授与する。

- 2 文部科学大臣杯は、優勝校の持ち回りとする。
- 3 前年度文部科学大臣杯被授与校には、文部科学大臣杯受賞章を授与する。
- 4 各団体競技種目（陸上競技、水泳を除く。）の1～3位入賞校の選手にメダルを授与する。

(個人表彰)

第22条 個人競技種目及び陸上競技、水泳の各競技種目の1～3位入賞者に賞状とメダルを授与する。

(特別表彰)

第23条 成績が特に顕著な個人及び団体に対しては、次の各号に掲げるところにより、特別に表彰することができる。

- 一 個人表彰 陸上競技・水泳各競技種目、ソフトテニス、卓球、柔道各階級、剣道テニス又はバドミントンにおいて通算3回優勝した場合（リレー、ダブルスの場合は、同一メンバーに限る。）
 - 二 団体表彰 第12条に掲げる各競技種目において、連続3回優勝した場合（陸上競技・水泳は総合優勝した場合）
- 2 前項の表彰においては、賞状とトロフィーを授与する。

(プログラム)

第24条 プログラムは、競技種目別に作成するものとし、その配布基準は、次のとおりとする。

一 大会役員	関係競技種目	各1部
二 来賓	関係競技種目	各1部
三 競技役員	関係競技種目	各1部
四 競技運営協力者	関係競技種目	各1部
五 高専	全競技種目	各3部
六 監督、選手、コーチ、マネージャー	全競技種目	各1部
七 報道関係者	関係競技種目	各1部

2 前項第一号、第二号及び第七号に掲げる者について必要がある場合は、全部又は複数の競技種目のプログラムを配布する。

3 プログラムには、商業広告を掲載することができる。

第8章 財政

(大会経費の財源)

第25条 大会の運営に必要とする経費の財源は、次に掲げるものとする。

- 一 各高専が負担する分担金
- 二 選手参加料
- 三 外部機関からの補助金及び協賛金
- 四 寄付金
- 五 プログラム等広告料

(予算書の作成)

第26条 実行委員会は、大会経費に係る予算書を作成し、大会開催年度の前年度の総会の承認を得るものとする。

(決算書の作成)

第27条 実行委員会は、大会経費に係る決算書を作成し、大会終了後の大会開催年度中に開催される総会の承認を得るものとする。

第9章 雑則

(実行委員会への委任)

第28条 大会の運営に必要な事項で、連合会諸規則に定めのない事項及び総会において

特に定めた事項以外の事項については、実行委員会が定めるところによる。

附 則（平成24年6月15日制定）

この規則は、平成24年4月1日から施行し、第47回大会（平成24年度）から適用する。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行し、第52回大会（平成29年度）から適用する。

附 則（平成29年6月23日一部改正）

この規則は、平成29年7月1日から施行し、第53回大会（平成30年度）から適用する。

附 則（平成30年3月23日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行し、第54回大会（平成31年度）から適用する。

附 則（平成30年6月29日一部改正）

この規則は、平成30年6月29日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から適用し、改正後の別表2の規定は、第54回大会（平成31年度）から適用する。

附 則（令和元年5月1日一部改正）

この規則は、令和元年5月1日から施行し、第54回大会（令和元年度）から適用する。

附 則（令和2年3月25日一部改正）

この規則は、令和2年3月25日から施行し、別表2の1の団体戦の卓球競技の【補足】の規定は、第49回大会（平成26年度）から適用し、別表2の2の個人戦の柔道競技の規定は、第56回大会（令和2年度）から適用する。

附 則（令和4年3月22日一部改正）

この規則は、令和4年3月22日から施行し、別表2の1の団体戦の柔道競技については、令和4年度より当分の間、別表2の4のとおり北海道地区の地区選出チーム数を他の地区に振り分けることとし、北海道地区の参加が可能になった場合は、前年度に開催される柔道専門部各地区代表委員会の協議を経て、別表2の1の地区選出チーム数に戻すこととする。また、別表2の1の団体戦の卓球競技女子については、第56回大会（令和3年度）から適用する。

附 則（令和6年3月26日一部改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行し、第59回大会（令和6年度）から適用する。

附 則（令和7年3月25日一部改正）

この規則は、令和7年4月1日から施行し、第60回大会（令和7年度）から適用する。

別表 1

全国高等専門学校体育大会担当地区輪番表

回数	年度	担当地区
54	令和元	中 国
55	2	近 畿
56	3	東 北
57	4	四 国
58	5	関東信越
59	6	北 海 道
60	7	九州沖縄
61	8	東海北陸
62	9	中 国
63	10	近 畿
64	11	東 北
65	12	関東信越
66	13	九州沖縄
67	14	四 国
68	15	北 海 道

別表 2

予選地区及び代表選手数

1. 団体戦のチーム数及び地区選出チーム数は次のとおりとする。

地区 種目	合 計	北 海 道	東 北	関 東 信 越	東 海 北 陸	近 畿	中 国	四 国	九 州 沖 縄	開 催 校	優 勝 地 区 前 年 度	関 東	東 海	関 西	北 信 越
男子 バスケットボール	12	1	1.33	1.66	1.66	1.33	1.33	1	1.66	1					
女子	9(10)	1	1	1	1	1	1	1	1	(1)	1				
男子 バレーボール	12	1	1.25	1.33	1.33	1.25	1.25	1.25	1.33	1	1				
女子	9(10)	1	1	1	1	1	1	1	1	(1)	1				
ソフトテニス	12	1	1.33	1.66	1.66	1.33	1.33	1	1.66	1					
男子 卓球	12	1	1.33	1.66	1.66	1.33	1.33	1	1.66	1					
女子	8(9)	1	1	1	1	1	1	1	1	(1)					
柔道	12	1	1.25	2	2	1.25	1.25	1	1.25	1					
男子 剣道	12	1	1.33	1.5	2	1.33	1.33	1	1.5	1					
女子	9	1	1	1	2	1	1	1	1						
硬式野球	10	1	1	1	1.5	1	1	1	1.5	1					
サッカー	16	1	1.66				2	1.5	2	1		2	1.5	1.66	1.66
ハンドボール	12	1	1.25	1	2	1.25	1.5	1	2	1					
ラグビーフットボール	10	1	1	1	1	1	1	1	2	県1					
テニス	12	1	1	2	2	1	1	1	2	1					
男子 バトント	12	1	1	2	2	1	1	1	2	1					
女子	9(10)	1	1	1	1	1	1	1	1	(1)	1				

【補足】

- 1) 1.25 表示地区は通常 1 チーム、4 年ごとに 2 チームとする。
 1.33 表示地区は通常 1 チーム、3 年ごとに 2 チームとする。
 1.5 表示地区は通常 1 チーム、隔年ごとに 2 チームとする。
 1.66 表示地区は通常 2 チーム、3 年ごとに 1 チームとする。

※ これらの適用順番については
各専門部が示す

- 2) 競技別適応順番はつぎのとおりである。(平成 20 年度から適用)

- ・バスケットボール男子：1.33 地区は東北、近畿、中国、1.66 地区は関東信越、東海北陸、九州沖縄の順とする。
- ・バレーボール男子：1.25 地区は東北、近畿、中国、四国の順とする。 1.33 地区は関東信越、東海北陸、九州沖縄の順とする。ただし、前年度優勝地区枠のため順番は変動することがある。
- ・ソフトテニス：1.33 地区は東北、近畿、中国の順とする。1.66 地区は関東信越、東海北陸、九州沖縄の順とする。
- ・卓球：1.33 地区は平成 26 年度から東北、近畿、中国の順とする（平成 27、28 年度を除く）。
1.66 地区は平成 26 年度から東海北陸、九州沖縄、関東信越の順とする（平成 27、28 年度を除く）。
- ・柔道：1.25 地区は、東北、近畿、中国、九州沖縄の順とする。

- ・剣道：1. 33 地区は東北、近畿、中国の順とする。1. 5 地区は関東信越、九州沖縄の順とする。
- ・硬式野球：1. 5 地区は、東海北陸、九州沖縄の順とする。
- ・サッカー：1. 5 地区は、四国、東海の順とする。1. 66 地区は東北、関西、北信越の順とする。
- ・ハンドボール：1. 25 と 1. 5 地区を合わせ、東北、中国、近畿、中国の順とする。
- *ラグビーフットボール：5 年毎に開催の記念大会(H21 年度から)は合計が 12 チームとなる。
- *女子バスケットボール、女子バレーボール、女子卓球及び女子バドミントンの開催校枠は、開催校が地区代表として出場できない場合に認めることがある。

2. 個人戦の選出選手数は、次のとおりとする。

(1) 男子の部

種 目		合計	北海道以外の 7 地区	北海道	開催校	備 考
陸 上 競 技 (15 種目)			3 名以内/種目	2 名以内	1 名	リレーは 2 チーム
ソフトテニス		24 組	3 組	2 組	1 組	
卓 球	シングルス	16 名	2 名	1 名	1 名	
	ダブルス	16 組	2 組	1 組	1 組	
柔 道 (4 階級)		各階級 16 名	各階級 2 名	各階級 1 名	各階級 1 名	
剣 道		31 名以内	4 名以内	2 名以内	1 名	
テ ニ ス	シングルス	16 名	2 名	1 名	1 名	
	ダブルス	16 組	2 組	1 組	1 組	
バドミントン	シングルス	16 名	2 名	1 名	1 名	
	ダブルス	16 組	2 組	1 組	1 組	
水 泳 (14 種目)			3 名/種目	2 名	1 名 リレー 1 チーム	リレーは 2 チーム (北海道は 1 チーム)

(2) 女子の部

種 目		合計	北海道以外の 7 地区	北海道	開催校	備 考
陸 上 競 技 (4 種目)			2 名以内/種目			
ソフトテニス		16 組	2 組	1 組	1 組	
卓 球	シングルス	16 名	2 名	1 名	1 名	
	ダブルス	16 組	2 組	1 組	1 組	
剣 道		24 名以内	3 名以内	2 名	1 名	
テ ニ ス	シングルス	16 名	2 名	1 名	1 名	
	ダブルス	16 組	2 組	1 組	1 組	
バドミントン	シングルス	16 名	2 名	1 名	1 名	
	ダブルス	16 組	2 組	1 組	1 組	
水 泳 (13 種目)			2 名/種目		1 名/種目	
柔 道 (4 階級)		各階級 24 名以内	各階級 3 名以内			

3. 全国大会へ出場権を得た選手のいない高専が参加できる個人競技種目は、次のとおりとする。 (いずれか 1 種目に 1 名または 1 組とする。)

競 技 種 目	備 考
陸 上 競 技	リレー種目を除く。
ソフトテニス	
卓 球	シングルス又はダブルスのいずれか。
柔 道	4 階級のいずれか。
剣 道	
テ ニ ス	シングルス又はダブルスのいずれか。

バドミントン	シングルス又はダブルスのいずれか。
水 泳	リレー種目を除く。

4. 附則（令和4年3月22日一部改正）関係

地区 種目	合 計	北 海 道	東 北	関 東 信 越	東 海 北 陸	近 畿	中 国	四 国	九 州 沖 縄	開 催 校	優 勝 地 区	前 年 度	関 東	東 海	関 西	北 信 越
柔 道	12	0	1.5	2	2	1.5	1.5	1	1.5	1						

【補足】

1) 競技別適応順番はつぎのとおりである。（令和4年度から当分の間、北海道地区が出場できるまで適用）

・柔道：1.5地区は、東北、近畿、中国、九州沖縄の順とする。

令和4年度は、東北地区と九州沖縄地区が2チームとし、以後隔年で輪番とする。